

各位

株式会社東京TYフィナンシャルグループ

きらぼし銀行における短期プライムレートについて

当社グループの子銀行である株式会社東京都民銀行（頭取 坂本 隆、以下「東京都民銀行」といいます。）、株式会社八千代銀行（頭取 田原 宏和、以下「八千代銀行」といいます。）及び株式会社新銀行東京（代表取締役社長執行役員 常久 秀紀、以下「新銀行東京」といいます。）の3行は、関係当局の許認可の取得等を前提として、平成30年5月1日に予定する「きらぼし銀行」誕生に向けて、合併にかかる対応・準備を進めております。

今般、きらぼし銀行における短期プライムレートを下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 短期プライムレートの水準

年2.025%

2. 実施日

平成30年5月1日（火）

3. 適用

実施日以降に新規実行するご融資のうち、短期プライムレートを基準金利とするものに適用いたします。

4. その他

平成30年5月1日より前に、合併前の各子銀行で実行したご融資に適用する短期プライムレートにつきましては、合併後におきましても以下のとおり変更ございません。

東京都民銀行	年2.075%
八千代銀行	年2.425%
新銀行東京	年2.025%

※本書面における「短期プライムレート」は、合併前の各子銀行の金銭消費貸借契約におきましては、以下のとおり定義される金利を意味します。また、合併後におきましては、お客さまが締結される金銭消費貸借契約に応じて、①「銀行の定める短期プライムレート」又は②「乙が定める短期貸出最優遇金利」と定義される金利を意味します。

- ・東京都民銀行：「銀行の定める短期プライムレート」
- ・八千代銀行：「乙が定める短期貸出最優遇金利」
- ・新銀行東京：「貴行が短期プライムレートとして公表する貸出金利」

※合併前の各子銀行ときらぼし銀行の短期プライムレートは異なりますが、お客さまが合併前の各子銀行からご融資を受けられた場合の、当該ご融資に適用される短期プライムレートは、従前どおり合併前の各子銀行の短期プライムレートとなります。なお、合併後にきらぼし銀行からお客さまがご融資を受けられる場合は、当該ご融資には、きらぼし銀行の短期プライムレートが適用されます。

※金融情勢等に大きな変動が生じた場合、上記の金利を見直すことがあります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部 TEL 03-5341-4301